

平成28年度出雲ブランド商品 募集要項

出雲市経済環境部商工労働課

1. 「出雲ブランド商品」の認定について

出雲のブランド力を活用し、全国さらには世界に向けて販路の拡大を図り、出雲の認知度やイメージを高めることが期待できる商品を「出雲ブランド商品」として認定します。

2. 募集期間

平成28年6月1日（水）～7月29日（金）【17時必着】

※認定審査は8月下旬を予定しています。

3. 対象商品

全国さらには世界へ流通するに値するオンリーワンまたはナンバーワンの商品で、出雲市のPR及びイメージアップに資すると認められ、次のいずれかの要件を満たすものとします。（ただし、生鮮食料品は除く。）

- (1) 市内に居住する個人事業者または市内に主たる事業所を保有する法人または団体（以下「市内事業者」という。）が、市内で生産、製造している商品
- (2) 市内事業者が販売する商品で、市内で生産される原材料を使用している商品
- (3) 市外に主たる事業所のある法人または団体（以下「市外事業者」という。）が生産、製造する商品で、出雲とゆかり、いわれ、縁あるいは歴史的つながりなどを有するもの、または、出雲のイメージ向上につながる物語性・話題性があるもの

※ 商品とは、1つの製品または主たる原材料が同一の製品群をいいます。

4. 応募方法

次の書類を、応募先まで郵送またはご持参ください。ただし、申請は年1回（募集期間のみ）とし、1回の申請につき1事業者1つの商品のみ申請とします。

- (1) 出雲ブランド商品認定申請書

※ 申請書は、出雲市商工労働課にご請求いただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

- (2) 事業内容等が分かる書類

※ 法人または団体は定款、規約、会則等。

- (3) 直近2期分の決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書部分）

※ 個人の場合は税務署へ提出した直近2期分の決算書（収支内訳書）の写し

- (4) 市税等の滞納がない証明書(市内事業者)
- (5) 事業所案内パンフレット及び商品のパンフレット、商品の写真、仕様書 各1部

5. 審査方法

出雲ブランド商品認定審査会(以下「審査会」という。)において、下記の審査基準に照らし合わせ、書類及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行います。

6. 審査基準

- (1) 独自性・優位性
 - ・他の事業者が生産、製造する類似の商品との機能や特長等に差異がある。
 - ・デザインやネーミング等に特徴または優位性が認められる、若しくは他の商品と差別化するなど工夫が認められる。
- (2) 市場性
 - ・商品に魅力があり、市場での流通性が高く、販売実績が安定している。
 - ・市場でのシェアが高く、販売の拡大に応じ安定的な供給が可能である。
- (3) 信頼性・安全性
 - ・製造、販売が、品質を維持・向上できる体制のもとで法令を遵守して行われており、安全・安心な商品である。
 - ・クレーム処理対応等の体制が整っている。
- (4) 将来性
 - ・商品の事業展開に関する積極性が認められ、また、中長期的ビジョンが明確であり、かつ実現性が高い。
 - ・今後、出雲ブランドの普及、認知度向上、他の事業者への波及効果が期待できる。
- (5) 貢献性(市外事業者のみ)
 - ・国内外に「出雲」をPRできる可能性がある。
 - ・出雲市に対して貢献しているまたは、貢献が期待できる。

7. 認定

- (1) 審査会での審査結果を踏まえ、市長が総合的に勘案して認定の可否を決定します。
- (2) 認定の有効期間は、認定日から3年間です。
- (3) 認定登録料は、無料です。

8. 認定事業者の責任

- (1) 認定商品に係る事故、苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定事業者がその責めを負うものとします。また、当該事故等の解決に向け、誠実な対応を行っていただきます。

- (2) 認定事業者は、認定商品に出雲ブランド商品認定ロゴマークまたは「出雲」の名称を付すものとします。
- (3) 認定事業者は、認定商品の販売実績等を所定の報告書により毎年度市長に提出していただきます。

9. 認定の取消し

次の項目に該当する場合は、認定を取り消します。

- (1) 対象商品に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請に基づき認定されたと認められたとき
- (3) 認定商品の製造または販売を1年以上中止し、または廃止をしたとき
- (4) 認定商品以外の商品にロゴマークを無断転用したとき
- (5) その他、市長が出雲ブランド商品として適当でないと認めたとき

10. 問い合わせ・応募先

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市役所 経済環境部 商工労働課

TEL (0853) 21-6572 FAX (0853) 21-6838

ホームページ <http://www.izumo-brand.jp/>